

7. 抽選・優先措置

入居申込者が募集戸数を上回った場合、入居申込者に抽選番号を付し、公開抽選により入居者を決定します。抽選結果は、全員に通知します。

同団地・同階層・同間取りの募集戸数が複数だった場合において、その3割で端数を四捨五入した数の戸数を、下記の優先措置対象世帯で先に抽選します。その後に、残りの戸数を、優先措置対象世帯の当選者以外で抽選します。

優先措置対象世帯	内 容
母子・父子世帯	配偶者の無い方で満20歳未満の子どもを扶養している世帯
高齢者世帯	(1) 満60歳以上の高齢者の単身世帯 (2) 満60歳以上の高齢者とその配偶者のみからなる世帯 (3) 満60歳以上の高齢者と満18歳未満の者のみからなる世帯 (4) 満60歳以上の高齢者と満59歳以上の者のみからなる世帯
心身障がい者世帯	次のいずれかに該当する方がいる世帯 (1) 身体障がい者手帳1～4級の方 (2) 精神障がい者保健福祉手帳1～2級の方 (3) 療育手帳A1～B1の方
難病患者が同居する世帯	宇都宮市難病患者福祉手当支給条例により市長の認定を受けた難病患者が同居している世帯
DV（配偶者暴力）被害者等	次のいずれかに該当する方がいる世帯 (1) 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 (2) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 など

上記の世帯であることを証明する書類が必要となる場合があります。